

# 「第30回児童生徒地図作品展」作品募集要項

## 1 目的

児童生徒の自主的な研究活動を奨励し、地図に関する興味や関心、活用能力を高めることを願って、この作品展を開催します。

## 2 主催 岐阜県図書館

## 3 後援 国土交通省国土地理院 (一財) 日本地図センター (公社) 日本地理学会 岐阜地理学会

## 4 協賛 (公財) 国土地理協会

## 5 応募資格

県内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に在籍する児童生徒で、個人またはグループ

## 6 出品作品

一定の主題が表現されている地図作品（生活科マップ、分布図、立体地図など）

## 7 応募方法（「作品出品の手引」参照）

- ・出品作品には、地図作品の右下に出品票（別紙様式1）を貼付してください。付属品（ファイル・ノート・地図作品の一部の部品・小物等）にも、出品票を添付してください。
- ・在籍する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校を通して出品してください。
- ・作品の搬入・搬出は、出品者の在籍する学校職員でお願いします。やむを得ず保護者等が行う場合は、必ず事前に学校に連絡してください。その場合は、保護者が出品票を作成し、返却手続きも保護者が行ってください。（返却の際来館する、あるいは返送先を保護者にする。）
- ・搬入時に全作品の出品票の控え1部ずつと出品作品一覧表（別紙様式2）1部をご提出ください。  
※別紙様式1・2は、岐阜県図書館ホームページからダウンロードできます。  
※郵送・配送による受付も行っています。

## 8 受付期間・時間

令和6年9月3日(火)から9月12日(木)まで、締切厳守でお願いします。

[ただし、9月2日(月)・9月9日(月)は休館日のため受付できません。]

平日10時～19時30分 土・日10時～17時30分

## 9 受付（搬入）先

岐阜県図書館2階 郷土・地図情報カウンター

## 10 返却について（「作品返却の手引」参照）

返却期間 11月26日(火)から12月25日(水)

出品作品一覧表（別紙様式2）に作品の返却方法についての記載欄があるので、希望の項目に必ずご記入ください。郵送による返却は、着払い（ゆうパック）での発送となります。

## 11 作品審査

入賞作品7点、奨励賞作品数点、入選作品40点程度を選定します(原則)。

審査委員会において審査を行い、入賞・奨励賞・入選作品（以下「受賞作品」）を決定します。予備審査を実施し、審査委員会に諮る作品を選定します。

入賞作品の一部を全国児童生徒地図作品展連絡協議会、国土交通省国土地理院主催「全国児童生徒地図優秀作品展」へ出品します。

### ○審査委員

- ・岐阜県図書館特別顧問
- ・一般財団法人日本地図センター顧問
- ・国土交通省国土地理院中部地方測量部長
- ・岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課長
- ・岐阜県小中学校教育研究会のうち、地図に関連する研究部会の代表者
- ・岐阜県高等学校教育研究会のうち、地図に関連する研究部会の代表者
- ・岐阜県図書館長
- ・その他岐阜県図書館長が必要と認める方々

○審査日 令和6年9月27日(金)

## 12 審査の観点

- |            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| ○企画画       | ・調査研究目的が明確であるか。                    |
| ○情報収集      | ・目的に応じた適切な調査によって情報を集めているか。         |
| ○整理・解析     | ・集めた情報を科学的な知識をもとに論理的に分析しているか。      |
| ○プレゼンテーション | ・調査結果や研究の過程を効果的に地図または地図作品に表現しているか。 |

## 13 表彰・展示

受賞作品は「第30回児童生徒地図作品展」においてその作品を展示するとともに、入賞・奨励賞作品については表彰を行います。

- (1) 作品展 期間：令和6年10月26日（土）から11月17日（日）まで  
（ただし、休館日は入場できません。）

場所：岐阜県図書館 2階 企画展示室II

- |          |                    |           |                 |    |
|----------|--------------------|-----------|-----------------|----|
| (2) 表彰式  | 令和6年11月17日（日）      | 岐阜県図書館 1階 | 多目的ホール          |    |
| (3) 表彰作品 | 岐阜県知事賞             | 1点        | 岐阜県教育長賞         | 1点 |
|          | (予定) 国土交通省国土地理院長賞  | 1点        | 公益社団法人日本地理学会会長賞 | 1点 |
|          | 一般財団法人日本地図センター理事長賞 | 1点        | 岐阜地理学会会長賞       | 1点 |
|          | 岐阜県図書館長賞           | 1点        | 奨励賞             | 数点 |

## 14 出品についての注意

- (1) 出品物の規格は、

壁面に掲示できる平面作品は103cm×145.6cm以内・厚さ5cm以内（1点）、その他の作品等は50cm（縦）×60cm（横）×20cm（高さ）以内（1点）

\*規格外の作品は受付できませんので、必ずご確認ください。

\*平面作品2点や立体作品2点の出品は、不可とします。

- (2) 危険物や腐敗しやすい作品、壊れやすい作品、個人情報漏洩のおそれのある作品、規格外の作品とならないよう配慮ください。
- (3) 作品名と応募者の名前の表記は、作品に明記されているタイトル及び出品票・一覧表と一致させてください。
- (4) 出品票・一覧表の応募者の名前には、「ふりがな」をふってください。
- (5) 著作物を複写・転写複製する場合は、著作者の許諾が必要になります。出品者が事前に許諾を得てください。また、著作物を引用する場合は、引用部分・引用元を明記してください。 ご不明な点があれば、担当者にお問い合わせください。

## 15 受賞作品の取扱い

- (1) 県が受賞作品を利用するに当たって、受賞者の氏名の表示をします。表示する作品名や氏名は出品票によるものとします。
- (2) 県が受賞作品を利用するに当たり、その利用形態に応じて受賞作品の画像の拡大、縮小、色調を変更したり、一部切除したりすることをあらかじめ承諾いただくものとします。ただし、これらの改変であっても、受賞作品の本質的な部分を損なうことが明らかな改変はできないものとします。
- (3) 県は前項以外の改変を行う場合は、あらかじめ受賞者の承諾を得るものとします。
- (4) 受賞作品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を言います。以下同じ。）は、受賞者に帰属します。
- (5) 県は、受賞作品を優先的に利用できるものとします。
- (6) 県は、受賞作品を次に掲げる利用目的に利用できるものとします。  
岐阜県図書館の作成する作品展の記録集、ポスター、ホームページ、CD-ROM及び岐阜県図書館の主催する行事などで、その作品の画像を使用します。
- (7) 入賞・奨励賞の作品は、各市町図書館展示のため一年間お借りします。表彰式にて、本人及び保護者の承諾を得る予定です。入賞者の作品は、県内各市町図書館等での展示会の後、各学校へ図書館から郵送（元払い）します。今のところ、9月ごろを予定しています。

－問い合わせ先－

岐阜県図書館サービス課 郷土・地図情報係

〒500-8368 岐阜市宇佐4-2-1 TEL 058-275-5111 FAX 058-275-5115

E-mail mapstaff@library.pref.gifu.jp URL <https://www.library.pref.gifu.lg.jp>